

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年3月25日

佐賀県立金立特別支援学校長 河野 健治

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 金立特別支援学校教室棟整備事業
- (2) 事 業 目 的 学校が所有する土地に新たな教室棟を整備し、日常的なアフターフォローを行う
- (3) 業 務 範 囲
- ①設計図書に示した鉄骨2階建て延べ面積約1,030㎡の校舎建設
※建設後、所有権は直ちに学校へ移転し、その所有権移転に伴う費用はすべて受託者負担とする。
 - ②関係機関等への手続き及びその関連業務
※ただし建築基準法第18条第2項に関連する業務は別途とする。
 - ③事業期間（10年間）中の維持管理業務
※維持管理業務とは、10年間機能維持をしていく上で必要な下記の業務のことをいう。
 - ・施設の修繕対応（建築設備含む）。ただし、使用者の責任によるものについては除く。
 - ・年1回の施設点検保守。（事業者及び施設管理者で施設を巡回し、不具合箇所を確認すること。ただし、建築基準法第12条2項及び4項、消防点検ほか法定点検は除く。）
- (5) 物件の建設期間 契約議決日から令和8年3月31日まで
- (6) 維持管理期間 建設後、10年間
- (7) 履 行 場 所 佐賀市

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により建築一式工事A級の決定を受けていること。
- (2) 平成21年(2009年)4月1日から当該案件の公告日までに契約を締結した同種整備規模実績（※）があること。

※1：同種整備規模実績・・・1棟の延べ面積が500㎡以上の建築物に係る事業契約（※）又は賃貸借契約を国、又は地方公共団体と行った実績。（公社、公団及び独立行政法人を含む。）

※2：事業契約・・・事業者が施設の建設後直ちに所有権を国、又は地方公共団体に移管した上で事業者が施設の維持管理や運営を行う契約。

※3：入札に参加する者で、**他支店**又は**他営業所**の実績は含まないこと

- (3) 入札に参加する者は九州内に、建設業法第3条に規定する建設業許可を受けた本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。（ただし、建設期間中、事業期間中に当該施設を提供する側の職員が概ね2時間以内に到着し、現場指揮がとられる体制が図られる、又はそれと類する体制がとられること。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工種の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (6) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間、受けていない者であること。
- (7) 本整備事業の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 本整備事業の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定された者で、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除く。
- (9) 本整備事業に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。
 - 一 「受託者」とは、株式会社ひかる建築設計企画のことを指す。
 - 二 「当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 当該受託者と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）
 - イ 役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社
 - (ア) 株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。
 - a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがあることにより業務を執行しないこととされている取締役
 - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

ウ 役員配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

(10) 本整備事業の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）

イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

(11) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 入札参加資格確認申請書等について

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に下記の関係資料（※）を添付のうえ令和 7 年 4 月 7 日（月）17 時まで下記の場所に持参又は郵送（郵送の場合は、前記の受付期限までに下記の場所に配達日（到着日）を指定でき、かつ郵便書留等により配達記録が残る方法によること）してください。裏書に【**金立特別支援学校教室棟整備事業 入札参**

加資格確認申請書等】 在中と明記してください。

※関係資料

- ①営業概要書
 - ②同種整備事業及び事業契約の履行実績調書（事実を証する書類を添付すること。）
（履行実績については、過去 15 年間の実績から代表的なものを 1 件以上記入してください。また、事実を証する書類とは、①契約書の写し、②竣工時工事カルテ受領書の写し、③発注者の証明のいずれかとする。）
 - ③図面（同整備実績の建築物の階数、延べ面積が確認できるもの）
 - ④現場指揮及び維持管理体制説明書
 - ⑤現場代理人等配置予定事前届出書
 - ⑥佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）
第 2 条第 2 項により建築一式工事の決定がわかる資料
- 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※提出先

郵便番号 849-0906 佐賀県佐賀市金立町大字金立 2339 番地 2
佐賀県立金立特別支援学校事務室 宛（電話 0952-98-1135）

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 4 月 14 日（月）17 時までには通知します。
入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。なお、説明を求める場合は、令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時までには問い合わせ先にその旨を記載した書面を提出してください。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

- | | |
|--------|------------------------|
| ア 日 時 | 令和 7 年 4 月 21 日（月）10 時 |
| イ 場 所 | 佐賀県立金立特別支援学校 |
| ウ 入札方法 | 入札者の直接持参又は郵送による入札 |
- ※入札時提出用内訳書も同時に提出すること
入札書の郵送については、書留郵便とし、令和 7 年 4 月 18 日（火）午後 5 時まで上記 3 担当所属に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「**金立特別支援学校教室棟整備事業入札書在中**」と朱書きしてください。

(2) 委任状について

代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状の提出をしてください。

(3) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち合わせない時は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約額の10分の1以上とします。

③ 前金払 無

④ 中間前金払 無

⑤ 部分払 無

(2) 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア文字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等

シ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災地変その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 事業費の支払い方法

①購入費（財産取得）

購入費（税込み）は、本件施設の引き渡し後に、事業者は速やかに県に請求を行い、県は事業者からの請求を受理した後、30日以内に支払う。

②維持管理費

維持管理費（税込み）は、年払い（分割払い）とし、受託者が提出する適正な請求書に基づき、当該年度末30日以内に支払う。

なお、維持管理業務費（税抜き）は工事価格（税抜き）の2.26%（万円未満切り捨て）を上限とする。

(7) 業務内容に関する質問書の受付等

質問がある場合は、別紙書面により、令和7年4月10日（木）16時までに、3の場所に持参、FAX、電子メール等で送付してください。質問があった場合は、令和7年4月15日（火）17時までにFAX、電子メール等で、入札参加資格を有する者全員に対して、回答を行います。

(8) 設計切り抜き書の数量については、参考数量です。したがって、数量に関しては、設計図面による積算によって、入札していただき、設計切り抜き書に関する質問は一切受け付けません。また、仕様変更に関する質問も一切受け付けません。

(9) この整備事業は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物再資源化の実施が義務付けられたものであり、再生資源利用計画書及び実施書は、建設副産物情報交換システム（コブリス）にて作成すること

(10) 当該入札に際し、現地確認を行いたい場合、あらかじめ営業日3日前までに学校へ連絡し、調整するものとし、無断もしくはその指示に従わない場合、6（3）イに該当すると見なし、入札参加をただちに無効とする。

7 契約について

- (1) 当該契約については、令和7年度6月定例県議会において議会承認が必要のため、否決された場合、当該契約については一切無効とし、また、無効に伴う一切の費用等は落札者負担とする。

問い合わせ先

佐賀県立金立特別支援学校

電話番号：0952-98-1135 FAX 番号：0952-71-8001

電子メール：kinryutokubetsushien@pref.saga.lg.jp